

<h1>静岡市報</h1>	No. 167
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 13
- 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 静岡市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 静岡市環境影響評価条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例・・ 60
- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 62
- 静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 66
- 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 静岡市特別会計条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
- 静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 99

○静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例	103
○静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例	104
○静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例	105
○静岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	106
○静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例	107
○静岡市風致地区条例の一部を改正する条例	108
○静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	109
○静岡へりポート条例の一部を改正する条例	111
○静岡市営住宅条例の一部を改正する条例	112
○静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例	114
○静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	116
○静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例	118
○静岡市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	120
○静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	124
○静岡市簡易水道条例の一部を改正する条例	125
○静岡市立の高等学校等において語学指導を行う外国人の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例	126
○静岡市青少年の家条例を廃止する条例	127
○静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	128
○静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	130
○静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	132
○静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例	135
規 則	
○静岡市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	137
○静岡市立の幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭等の指導改善研修に関する規則の一部を改正する規則	138
○静岡市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	139
○静岡市中勘助文学記念館の管理に関する規則	140

- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・144

教育委員会規則

- 静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・146

訓 令

- 静岡市指定管理者選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・149

告 示

- 地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・151

議会告示

- 静岡市議会事務局処務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
-

＜本号で登載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第2号）

静岡市人事委員会勧告に基づく給与改定等を実施するため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第3号）

一般職員において、静岡市人事委員会勧告に基づく給与改定を実施することに伴い、市議会議員においても、同様の措置を行うため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第4号）

一般職員において、静岡市人事委員会勧告に基づく給与改定を実施することに伴い、特別職の職員においても、同様の措置を行うため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第5号）

一般職員において、静岡市人事委員会勧告に基づく給与改定を実施することに伴い、教育委員会教育長においても、同様の措置を行うため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第6号）

地方税法等の一部を改正する法律、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、法人市民税法人税割の税率引下げ、軽自動車税の環境性能の創設などについて、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第7号）

国民健康保険法施行令一部改正に伴い、所得額の算定基準変更のため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第8号）

環境影響評価法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例を廃止する条例（平成29年静岡市条例第9号）

静岡市中学生国際交流資金貸付基金を、静岡市国際交流基金に編入するため、本条例を廃止することとした。

◇ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年静岡市条例第10号）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴い、県費負担教職員の勤務条件等の経過措置を設けるため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年静岡市条例第11号）

地方公務員法の規定に基づき、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する職員の継続的な勤務を促進するため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴い、県から給与負担等の移譲を受ける市立小学校及び中学校の教育職員等の給与を定めるため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第13号）

市長の事務部局等における職員定数を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第14号）

県費負担教職員の給与負担等の移譲により、静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例を制定することに伴い、任期付職員に対する当該条例の適用について定めるほか、引用条項の整理を行うため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第15号）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護時間の新設等について、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第16号）
地方公務員法の規定に基づき、修学部分休業の承認期間について、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第17号）
地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業等に係る子の範囲等について、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市特別会計条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第18号）
電気事業法の一部改正に伴い、清掃工場発電事業の会計上の取り扱いを変更したことにより、静岡市清掃工場発電事業会計を廃止するため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第19号）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行等に伴い、各手数料について、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第20号）
静岡市営競輪の開催に使用する競輪場に、静岡競輪場以外の競輪場を追加するとともに、入場料の額を改めるため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第21号）
特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、認定特定非営利活動法人等の海外送金の事前届出を廃止するとともに、その他規定の整理を行うため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第22号）
小島生涯学習交流館の建て替えに伴い、施設の位置を変更するため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第23号）
城北小学校グラウンドに夜間照明施設を新設することに伴い、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第24号）
循環式浴槽の浴槽水の補給に関する管理方法について、規則に委任するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第25号）

循環式浴槽の浴槽水の補給に関する管理方法について、規則に委任するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第26号）

小動物火葬業務の動物指導センターへの一元化に伴い、手数料区分を定める規定の表記について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市風致地区条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第27号）

電気事業法及びガス事業法の一部改正に伴い、用語の整合を図るため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第28号）

安倍川駅西口原動機付自転車駐車場の整備に伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第29号）

空港法に基づく空港管理規則の一部改正に伴い、給油作業等の制限の規定について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市営住宅条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第30号）

浅間団地、八幡団地、小鹿南団地及び浅間団地店舗の用途廃止に伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第31号）

静岡市営住宅条例の一部改正により、店舗に関する規定が削除されるため、同規定を準用する部分について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第32号）

県費負担教職員の給与負担等の移譲により、静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例を制定することに伴い、同条例の適用対象との調整を図るとともに、期末手当基礎額の加算に関する規定を設ける等、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第33号）

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い、市立小中学校に勤務する教育職員を本条例の対象とするため、題名の変更等について、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第34号）

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い、市立小中学校に勤務する教育職員等を本条例の対象とするため、題名の変更等を行うとともに、一般職員の退職手当条例との規定の整合を図るため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第35号）

水道法の変更認可に伴い、給水人口及び1日最大給水量が変更となるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市簡易水道条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第36号）

静岡市水道事業との統合に伴い、15簡易水道事業を廃止するため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市立の高等学校等において語学指導を行う外国人の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例（平成29年静岡市条例第37号）

本条例に基づき給与支弁していた外国語指導助手の任期が終了したため、本条例を廃止することとした。

- ◇ 静岡市青少年の家条例を廃止する条例（平成29年静岡市条例第38号）

清水大平青少年の家の廃止に伴い、本条例を廃止することとした。

- ◇ 静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第39号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、指定就労継続支援A型事業所の運営に関する基準について、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第40号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、就労継続支援A型事業所の運営に関する基準について、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第41号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、指定放課後等デイサービスの人員、運営に関する基準について、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第42号）

国民健康保険保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減対象の拡大のため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第2号

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「30万7,800円」を「30万8,000円」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

附則第37項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の1.5」を「100分の1.65」に、「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

第2条 静岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「という。）」の次に「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるとき（本市の要請により職員となったものその他市長が必要があると認める者に支給する場合を除く。）は、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を加え、同項第3号中「前2号に定める額」の次に「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるとき（本市の要請により職員となったものその他市長が必要があると認める者に支給する場合を除く。）は、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を加える。

第31条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附則第37項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の1.65」を「100分の1.575」に、「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第13条の2第1項の規定は平成28年4月1日から、改正後の給与条例第31条第2項及び附則第37項の規定並びに第3条の規定による改正後の静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第9条第2項及び第3項の規定は平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の静岡市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第3号

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の200」を「100分の205」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正前の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成28年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第4号

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の200」を「100分の205」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の静岡市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正前の静岡市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成28年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第5号

静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例（平成27年静岡市条例第18号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成15年静岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正前の静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて平成28年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

静岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第6号

静岡市税条例等の一部を改正する条例

(静岡市税条例の一部改正)

第1条 静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第16条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第30条の2第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 静岡市税条例の一部を次のように改正する。

第9条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第10条中「）、第50条、第75条」の次に「、第87条の5第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第104条第1項」を「第87条の5第1項の申告書、第104条第1項」に改める。

第21条中「100分の9.7」を「100分の6」に改める。

第86条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下

軽自動車税について「軽自動車等」という。) に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、製造により3輪以上の軽自動車を取得した自動車製造業者、販売のために3輪以上の軽自動車を取得した自動車販売業者及び運行以外の目的に供するために3輪以上の軽自動車を取得した者として令第52条の19に規定するものを含まないものとする。

第86条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第86条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第87条の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第87条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として府令第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第87条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第87条の4 環境性能割は、申告納付の方法によって徴収する。

(環境性能割の申告納付)

第87条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、府令第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、府令第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第87条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第87条の7 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第95条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第88条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第90条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第91条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第92条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第86条第2項」を「第86条の2第1項」に改める。

第93条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第86条第2項」を「第86条の2第1項」に改める。

第94条の見出し及び同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項第1号中「ものと認める」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第95条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第94条第2

項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第96条第2項中「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第30条の2の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第30条の2第2項から第4項までを削り、同条を第30条の7とする。

附則第30条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第30条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、静岡県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第30条の3 市長は、当分の間、第87条の7の規定にかかわらず、静岡県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第30条の4 第87条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「静岡県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第30条の5 市は、静岡県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として静岡県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第30条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第87条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第87条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第56条を削り、附則第57条を附則第56条とする。

（静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第113号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第89条及び新条例附則第30条の2」を「静岡市税条例第89条及び附則第30条の7」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。

第89条第2号ア（イ）		3,900円	3,100円
第89条第2号ア（ウ） a		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
第89条第2号ア（ウ） b		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円
附則第30条の7	第89条	静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第113号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第17項の規定により読み替えて適用される第89条	
附則第30条の7の表第2号ア（イ）の項	第2号ア（イ）		平成26年改正条例附則第17項の規定により読み替えて適用される第89条第2号ア（イ）
			3,900円
附則第30条の7の表第2号ア（ウ） aの項	第2号ア（ウ） a		平成26年改正条例附則第17項の規定により読み替えて適用される第89条第2号ア（ウ） a

		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
附則第30条の7の表第2号ア(イ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第17項の規定により読み替えて適用される第89条第2号ア(ウ)b	
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円

第4条 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第74号）の一部を次のように改正する。

附則第13項の表第10条第3号の項中「第104条第1項」を「第87条の5第1項の申告書、第104条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第30条の2の改正規定及び附則第3項の規定 平成29年4月1日

(2) 第2条（附則第56条を削り、附則第57条を附則第56条とする改正規定を除く。）から第4条までの規定並びに次項、附則第4項及び第5項の規定 平成31年10月1日

(3) 第2条中附則第56条を削り、附則第57条を附則第56条とする改正規定 平成32年4月1日

（市民税に関する経過措置）

2 第2条の規定による改正後の静岡市税条例（以下「31年新条例」という。）第21条の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3 第1条の規定による改正後の静岡市税条例附則第30条の2の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

4 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

5 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自

動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第7号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項）」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第23条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第23条第1項第1号中「、また」を削り、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項）」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同条第3項第1号中「、また」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第8号

静岡市環境影響評価条例の一部を改正する条例

静岡市環境影響評価条例（平成27年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第55条第1項中「第20条第2項」の次に「及び第4項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第9号

静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例を廃止する条例

静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例（平成15年静岡市条例第100号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年3月31日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第10号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(静岡市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の分限に関する条例(平成15年静岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置)

13 平成29年4月1日(次項において「権限移譲日」という。)の前日までに、職員の分限に関する条例(昭和28年静岡県条例第33号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

14 権限移譲日の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による改正前の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により給与等が静岡県の負担であった者が権限移譲日において引き続き本市の職員であるものが、権限移譲日前1年以内に法第28条第2項第1号の規定に該当して休職の処分を受けていた場合における当該職員の権限移譲日前の当該休職の期間については、第5条第3項本文の規定による減算の対象としない。

(静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成22年静岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置)

5 平成29年3月31日までに、静岡県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年静岡県条例第14号)の規定によりなされた承認その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に

よりなされたものとみなす。

(静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例の一部改正)

第3条 静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例（平成15年静岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置）

7 第3条の規定にかかわらず、平成29年4月1日（以下この項において「権限移譲日」という。）の前日までに発生した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により給与等が静岡県の負担であった者が権限移譲日において引き続き本市の職員であるものに係る災害が、権限移譲日以後第3条各号に掲げる法律又は条例の規定に基づき、公務上の災害又は通勤による災害と認定された場合であっても、当該職員等に対する見舞金は、支給しない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第11号

静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項、第3項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内において任命権者が定める期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が認めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日

並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- （1）配偶者が外国に滞在しないこととなったこと又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- （2）配偶者同行休業をしている職員が、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第15条に規定する特別休暇のうち市規則で定める場合における特別休暇を取得することとなったこと。
- （3）任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。
- （4）前3号に掲げるもののほか、任命権者が必要があると認める事由に該当すること。

（届出）

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- （1）配偶者が死亡した場合
- （2）配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- （3）配偶者と生活を共にしなくなった場合
- （4）前条第1号、第2号又は第4号に掲げる事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を前項の規定により更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ静岡市人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第12条 静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）第11条第1項及び第13条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第11条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての静岡市職員退職手当条例第13条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号）の規定によりなされた承認その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第25条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第12号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、静岡市立の小学校及び中学校の教育職員等（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市立の小学校及び中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師
- (2) 市立の小学校及び中学校の事務職員（行政的業務に従事する職員として静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めるものに限る。）
- (3) 市立の小学校及び中学校の栄養士（専ら小学校及び中学校の職務に従事すべき職員でないものとして教育委員会が定めるものを除く。）

(給与の種類)

第3条 この条例において「給与」とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（第9条の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び義務教育等教員特別手当をいう。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 小学校中学校教育職給料表（別表第1）
- (2) 小学校中学校行政職給料表（別表第2）
- (3) 小学校中学校医療職給料表（別表第3）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第11条に規定する職員以外の全ての職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第4に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4 教育委員会は、第2項に規定する職員の職を前項に規定する職務の級のいずれかに格付し、当該給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

（初任給及び昇給等の基準）

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合又は一つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合等における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（再任用職員の給料月額）

第6条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料

月額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（特殊勤務手当）

第7条 特殊勤務手当の種類は、特殊業務手当、教育業務連絡指導手当及び多学年学級担当手当とする。

2 特殊業務手当は、小学校又は中学校に所属する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務のものに限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるとして教育委員会規則で定めるものに該当するときに支給する。

（1）学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

（2）修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し実施するものに限る。）において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

（3）教育委員会が定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日（勤務時間条例第3条の規定による週休日をいう。）、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）若しくはこれに相当する日（以下この項において「週休日等」という。）に行うもの

（4）学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導業務で、週休日等又は正規の勤務時間が勤務時間条例第5条に規定する半日勤務時間である日に行うもの

3 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき8,000円（同項第1号アの業務に従事した場合において、被害が特に甚大な非常災害（教育委員会が別に定めるものに限る。）の際に心身に著しい負担を与えるものとして教育委員会が別に定める業務に従事したときは、従事した日1日につき16,000円）を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額とする。

4 教育業務連絡指導手当は、小学校又は中学校に所属する教諭、養護教諭及び栄養教諭のうち、その職務が困難であるとして教育委員会規則で定める職務を担当する教諭、養護教諭及

び栄養教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

- 5 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき200円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額とする。
- 6 多学年学級担当手当は、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（第14条において読み替えて準用する静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号。以下「教育職員給与条例」という。）第14条において読み替えて準用する静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）第12条第1項の規定による給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が、教育委員会が別に定める時間数以上当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。
- 7 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき、3の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導にあつては350円、2の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導にあつては290円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額とする。
- 8 第2項に規定する特殊業務手当の額は、勤務時間又は勤務状況によりこれを減額して支給することができる。
- 9 前項の規定による特殊業務手当の調整の基準は、教育委員会規則で定める。
- 10 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（へき地手当等）

第8条 へき地手当は、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定により条例で指定するへき地学校等として教育委員会規則で定めるもの（以下「へき地学校等」という。）に勤務する職員に支給する。

- 2 へき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で教育委員会規則で定める。
- 3 第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例第16条第1項の規定により地域手当を支給される職員には、同条の規定による地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

第9条 職員が、学校又は共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の共同調理場をいう。以下同じ。）を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校又は共同調理場が移転し当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、

当該異動の直後に勤務する学校若しくは共同調理場又はその移転した学校若しくは共同調理場がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等で教育委員会規則で定めるもの(以下「特別指定学校等」という。)に該当するときは、当該職員には、教育委員会規則で定めるところにより、当該異動又は移転の日から3年以内の期間(当該異動又は移転の日から起算して3年を経過するときにおいて教育委員会規則で定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)は、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4を超えない範囲内でへき地手当に準ずる手当を支給する。

- 2 新たにへき地学校等又は特別指定学校等に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じてへき地手当に準ずる手当を支給する。

(期末手当基礎額等に係る加算)

第10条 第4条第1項に規定する各給料表の適用を受ける職員で、次に掲げるものについては、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例第28条第4項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を同条第2項の期末手当基礎額とする。

- (1) 小学校中学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特2級以上であるもの
- (2) 小学校中学校行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの
- (3) 小学校中学校医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
- (4) 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前3号に掲げる者に相当する職員として教育委員会規則で定めるもの

- 2 前項の規定は、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第31条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、前項中「第28条第4項」とあるのは「第31条第3項において準用する給与条例第28条第4項」と読み替えるものとする。

(臨時又は非常勤職員の給与)

第11条 臨時又は非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の給与に関する事項は、別に教育委員会が定める。

(口座振替による支払)

第12条 給与は、職員（退職した者を含む。）から申出があった場合は、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

（給与からの控除）

第13条 法第25条第2項の規定に基づき、次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- （1）職員の互助会の会費
- （2）職員の互助会がその構成員のために行う福利事業に係る経費
- （3）法第53条の規定により登録を受けた職員団体（以下「登録を受けた団体」という。）がその運営のため職員から徴収する経費
- （4）登録を受けた団体がその構成員のために行う福利厚生事業に係る経費
- （5）団体扱いに係る生命保険料及び損害保険料
- （6）学校に勤務する職員の給食費及びPTA活動に係る経費

（準用）

第14条 職員の給与については、この条例に定めるもののほか、教育職員給与条例の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる教育職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第1項	高等学校に勤務する	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）第2条第1号に掲げる
	義務教育諸学校に勤務する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、義務教育等教員特別手当	義務教育等教員特別手当
第14条	給与条例第13条	給与条例第12条第2項中「給料月額（再任用短時間勤務職員にあっては、第7条第1項の規定による給料月額）に100分の2を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員にあっては、その額に勤務時間条例

		第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする」とあるのは「給料月額100分の25を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とする」と、給与条例第13条
	給与条例第24条ただし書	給与条例第16条第2項中「100分の6(医療職給料表(1)の適用を受ける職員については100分の16)」とあるのは「100分の3.7」と、給与条例第24条ただし書
	定時制通信教育手当	へき地手当(へき地手当に準ずる手当を含む。)
	給与条例第36条第2項	給与条例第33条第1項中「及び第17条」とあるのは「、第17条並びに静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第8条及び第9条」と、給与条例第36条第2項

(静岡市人事委員会との協議)

第15条 教育委員会は、この条例の規定に基づく教育委員会規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ静岡市人事委員会と協議しなければならない。この条例の規定により教育委員会が定めることとされている事項のうち静岡市人事委員会が指定するものについて定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときも、同様とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(旧県費負担教職員の職務の級及び号給の切替え等)
- 2 平成29年4月1日(以下この項から附則第4項まで、第7項、第8項及び第11項において「権限移譲日」という。)の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による改正前の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により給与等が静岡県の負担であった者が権限移譲日において引き続き本市の職員であるもの(次項から附則第10項までにおいて「旧県費負担教職員」という。)のうち、権限移譲日の前日において職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)又は静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号)(附則第4項から第8項までにおいてこれらを「権限移譲前の県条例」という。)の規定による給料表の適用を受けていた職員の権限移譲日における職務の級、号給又は給料月額は、教育委員会が別に定める。

(育児休業等の取扱い)

- 3 旧県費負担教職員のうち、権限移譲日の前日において育児休業中の職員その他教育委員会が定める職員の昇給の取扱いは、他の職員との均衡を失しない範囲で教育委員会が別に定める。

(扶養手当の認定の取扱い)

- 4 旧県費負担教職員の扶養親族で、権限移譲日の前日までに、権限移譲前の県条例の規定により扶養親族の届出をし、当該旧県費負担教職員の扶養親族として認定されているものについては、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例により届出がなされ、扶養親族として認定がなされたものとみなす。

(期末手当の取扱い)

- 5 旧県費負担教職員のうち、平成28年12月2日以後権限移譲前の県条例の適用を受ける職員であった者については、当該職員であった期間をこの条例の適用を受ける職員であった期間とみなし、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第28条の規定を適用する。

(勤勉手当の取扱い)

- 6 旧県費負担教職員のうち、平成28年12月2日以後権限移譲前の県条例の適用を受ける職員であった者については、当該職員であった期間をこの条例の適用を受ける職員であった期間とみなし、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて

準用する給与条例第31条の規定を適用する。

(経過措置)

- 7 旧県費負担教職員のうち、その者の受ける給料月額が権限移譲日の前日において権限移譲前の県条例の規定に基づき受けていた給料月額とこれらの条例の一部改正に伴う経過措置として支給される給料との合計額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 旧県費負担教職員のうち、次の各号に掲げる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）で、その者の受ける給料月額が当該各号に定める額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
 - (1) 権限移譲日の前日においてその職務の級が権限移譲前の県条例の規定により行政職給料表の5級であった職員で、附則第2項の規定により教育委員会が定めた職務の級がこの条例の小学校中学校行政職給料表の4級であるもの 権限移譲日の前日において権限移譲前の県条例の規定によりその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給を、この条例の規定による小学校中学校行政職給料表において適用した場合に、その者に支給されることとなる給料月額
 - (2) 権限移譲日の前日においてその職務の級が権限移譲前の県条例の規定により医療職給料表(2)の6級であった職員で、附則第2項の規定により教育委員会が定めた職務の級がこの条例の小学校中学校医療職給料表の5級であるもの 権限移譲日の前日において権限移譲前の県条例の規定によりその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給を、この条例の規定による小学校中学校医療職給料表において適用した場合に、その者に支給されることとなる給料月額
- 9 旧県費負担教職員（前2項に規定する職員を除く。）について、前2項による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 旧県費負担教職員が、附則第7項及び第8項の規定による給料（前項の規定により支給される給料を含む。）のいずれの支給も受けることとなる場合においては、いずれか有利な給料をもって支給する。
- 11 権限移譲日以後に新たにこの条例の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して附則第7項から前項までの規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、附則第7

項から前項までの規定に準じて、給料を支給する。

(静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

- 12 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成15年静岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条中「）第14条」を「。以下「教育職員給与条例」という。）第14条及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条」に改める。

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 13 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「者」の次に「、静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）の適用を受ける者」を加える。

(静岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 14 静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）」を「、静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）」に改める。

別表第1（第4条関係）

小学校中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700

8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
38	223,700	252,300	344,200	368,800	448,900

39	225,400	254,800	346,200	370,300	449,400
40	227,100	257,100	348,100	371,900	449,900
41	228,700	259,800	349,900	373,100	450,400
42	230,400	262,200	351,700	374,500	450,900
43	232,000	264,400	353,500	375,900	451,400
44	233,600	266,600	355,200	377,400	451,900
45	235,300	268,800	357,000	378,900	452,400
46	236,800	271,000	358,700	380,500	452,900
47	238,200	273,200	360,200	382,100	453,400
48	239,600	275,200	361,800	383,600	453,900
49	241,000	277,500	363,100	385,000	454,400
50	242,400	279,500	364,600	386,500	454,900
51	243,900	281,400	366,200	388,000	455,400
52	245,100	283,400	367,800	389,400	455,900
53	246,200	285,200	369,300	390,600	456,400
54	247,600	287,600	370,800	391,900	
55	248,800	289,900	372,300	393,000	
56	250,000	292,400	373,800	394,100	
57	251,200	294,500	375,300	395,500	
58	252,400	297,000	376,700	396,700	
59	253,500	299,300	378,100	397,900	
60	254,700	302,000	379,400	399,200	
61	256,100	304,400	380,300	400,400	
62	257,300	306,800	381,500	401,400	
63	258,500	309,300	382,700	402,800	
64	259,400	311,600	383,800	404,100	
65	260,400	313,900	384,700	405,300	
66	261,800	316,100	385,900	406,400	
67	263,200	318,200	386,900	407,600	
68	264,700	320,400	388,000	408,700	
69	266,300	322,600	389,200	409,700	

70	267,800	324,700	390,200	410,900
71	269,300	326,900	391,300	412,100
72	270,700	328,900	392,500	413,300
73	271,800	331,000	393,500	413,900
74	273,000	333,100	394,600	414,700
75	274,300	335,300	395,700	415,400
76	275,500	337,500	396,800	415,900
77	276,900	339,300	397,700	416,200
78	278,000	341,200	398,600	416,600
79	279,200	343,100	399,600	417,000
80	280,400	344,900	400,600	417,400
81	281,600	346,700	401,400	417,700
82	282,500	348,500	402,200	418,100
83	283,700	350,100	402,900	418,500
84	284,900	351,900	403,700	418,800
85	285,900	353,200	404,400	419,100
86	286,800	354,800	405,200	419,500
87	287,700	356,300	405,900	419,900
88	288,700	357,800	406,600	420,200
89	289,800	359,200	407,200	420,500
90	290,700	360,500	407,900	420,800
91	291,600	361,900	408,400	421,100
92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	421,800
95	294,300	367,400	410,200	422,100
96	295,100	368,600	410,500	422,300
97	295,900	369,600	410,800	422,500
98	296,700	370,600	411,100	422,800
99	297,500	371,600	411,400	423,100
100	298,200	372,600	411,600	423,300

101	299,100	373,500	411,800	423,500
102	299,600	374,500	412,100	423,800
103	300,100	375,500	412,400	424,100
104	300,600	376,500	412,600	424,300
105	300,800	377,300	412,800	424,500
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900		
111	302,400	382,900		
112	302,700	383,900		
113	302,900	384,500		
114	303,100	385,400		
115	303,300	386,300		
116	303,600	387,200		
117	303,900	388,000		
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		
130		396,800		
131		397,300		

132	397,800
133	398,100
134	398,400
135	398,700
136	399,000
137	399,300
138	399,600
139	399,900
140	400,200
141	400,500
142	400,800
143	401,100
144	401,400
145	401,600
146	401,900
147	402,200
148	402,400
149	402,600
150	402,900
151	403,200
152	403,400
153	403,600
154	403,900
155	404,200
156	404,400
157	404,600
158	404,900
159	405,200
160	405,400
161	405,600
162	405,900

	163		406,200			
	164		406,400			
	165		406,600			
再任用職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考

- この表は、第2条第1号に掲げる者に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で小学校又は中学校に勤務する教頭であるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校中学校行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600

17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400

48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700

79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800	380,700		
95		294,400	342,300	381,100		
96		294,800	342,700	381,500		
97		295,000	342,800	381,800		
98		295,300	343,300	382,300		
99		295,700	343,700	382,700		
100		296,100	344,000	383,100		
101		296,300	344,300	383,400		
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			

	110		299,100	348,100			
	111		299,500	348,400			
	112		299,800	348,700			
	113		299,900	349,200			
	114		300,200				
	115		300,500				
	116		300,900				
	117		301,100				
	118		301,300				
	119		301,600				
	120		301,900				
	121		302,300				
	122		302,500				
	123		302,800				
	124		303,100				
	125		303,400				
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300

備考 この表は、第2条第2号に掲げる者に適用する。

別表第3（第4条関係）

小学校中学校医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200

8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400
9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300
10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400
11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600
12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700
13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300
14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300
15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200
16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200
17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100
18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100
19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100
20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100
21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900
22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900
23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000
24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100
25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800

39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,500
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	405,800
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	406,100
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	406,300

70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	406,600
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	406,900
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	407,200
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	407,400
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
86		288,700	324,600	345,500		
87		288,900	324,800	345,800		
88		289,100	325,200	346,100		
89		289,500	325,600	346,500		
90		289,700	326,000	346,800		
91		289,900	326,400	347,200		
92		290,100	326,800	347,500		
93		290,500	327,100	347,900		
94		290,700	327,300	348,200		
95		290,900	327,700	348,500		
96		291,200	328,000	348,800		
97		291,600	328,200	349,100		
98		291,900	328,500	349,500		
99		292,100	328,800	349,900		
100		292,400	329,100	350,300		

	101		292,700	329,300	350,800		
	102		292,900	329,600	351,200		
	103		293,100	330,000	351,600		
	104		293,400	330,200	352,000		
	105		293,700	330,300	352,500		
	106			330,600			
	107			331,000			
	108			331,200			
	109			331,400			
	110			331,800			
	111			332,200			
	112			332,600			
	113			332,800			
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000

備考 この表は、第2条第3号に掲げる者に適用する。

別表第4（第4条関係）

（1）小学校中学校教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校及び中学校の講師の職務
2級	小学校及び中学校の教諭の職務
特2級	小学校及び中学校の主幹教諭の職務
3級	小学校及び中学校の教頭の職務
4級	小学校及び中学校の校長の職務

（2）小学校中学校行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校及び中学校の主事の職務
2級	小学校及び中学校の高度の知識及び経験を要する主事の職務
3級	小学校及び中学校の主任である主事の職務
4級	小学校及び中学校の事務主査の職務
5級	小学校及び中学校の事務主幹の職務

6級	小学校及び中学校の統括事務主幹の職務
----	--------------------

(3) 小学校中学校医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校及び中学校の栄養士の職務
2級	小学校及び中学校の高度の知識及び経験を要する栄養士の職務
3級	小学校及び中学校の特に高度の知識及び経験を要する栄養士の職務
4級	小学校及び中学校の極めて高度の知識及び経験を有する栄養士の職務
5級	小学校及び中学校の主査の職務
6級	小学校及び中学校の主幹の職務

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第13号

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の事務部局の職員 4,021人

第2条第5号を次のように改める。

(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,494人

第2条第7号を次のように改める。

(7) 農業委員会の事務部局の職員 14人

第2条第9号を次のように改める。

(9) 企業職員 338人

第3条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 配偶者同行休業中の職員

第3条第2項中「及び第3号」を「から第4号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第14号

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「」の規定」の次に「、静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(平成29年静岡市条例第12号。以下「小中学校教育職員等給与条例」という。)第4条から第6条まで及び第14条(管理職手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当に係る部分に限る。)の規定」を加え、同条第2項中「第3条中」を「給与条例第3条中」に、「第26条第1項中」を「給与条例第26条第1項中」に、「第28条第2項中」を「給与条例第28条第2項中」に改め、同条第3項中「第3条中」を「教育職員給与条例第3条中」に、「特定任期付職員業績手当」と、第14条」を「特定任期付職員業績手当」と、教育職員給与条例第14条」に、「職員」と、第14条」を「職員」と、教育職員給与条例第14条」に改め、同条第4項中「第2条第3項中」を「同条例第2条第3項中」に、「第15条中」を「同条例第15条中」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 教育職員である特定任期付職員に対する小中学校教育職員等給与条例第3条並びに第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例第26条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、小中学校教育職員等給与条例第3条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)第7条第5項の特定任期付職員業績手当」と、小中学校教育職員等給与条例第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例第26条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、小中学校教育職員等給与条例第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条に

において準用する給与条例第28条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

第10条中「並びに教育職員給与条例第6条及び第7条」を「、教育職員給与条例第6条及び第7条の規定並びに小中学校教育職員等給与条例第5条及び第6条」に改める。

第11条第1項中「並びに教育職員給与条例」を「、教育職員給与条例」に改め、「f)の規定」の次に「並びに小中学校教育職員等給与条例第5条、第6条及び第14条（扶養手当、住居手当及び単身赴任手当に係る部分に限る。）の規定」を加え、同条第3項中「第18条第2項第2号中」を「給与条例第18条第2項第2号中」に、「第21条第2項及び第35条中」を「給与条例第21条第2項及び第35条中」に改め、同条第4項中「第11条第2項中」を「同条例第11条第2項中」に、「、別表」を「、同条例別表」に改め、同条第5項中「第9条中」を「教育職員給与条例第9条中」に、「第11条中」を「教育職員給与条例第11条中」に改め、同条第6項中「静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例」を「静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 教育職員である任期付短時間勤務職員に対する小中学校教育職員等給与条例第11条の規定の適用については、第11条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第15号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「前2項」を「前各項」に改める。

第9条第1項中「までの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この項、次項及び第3項において同じ。）」を加え、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この項、次項及び第3項において同じ。）」を加え、「あるのは「要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者」に、「読み替える」を「、第1項中「深夜におけ

」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替える」に改める。

第12条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第13条第1項第2号中「年」を「年度」に改める。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を加え、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「平成15年静岡市条例第50号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、「同条例」を「給与条例」に、「勤務時間」を「勤務」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第18条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附則中第16項を第19項とし、第15項の次に次の3項を加える。

（市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置）

16 平成29年4月1日（以下この項から附則第18項までにおいて「権限移譲日」という。）の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により給与等が静岡県の負担であった者で権限移譲日において引き続き本市の職員であるもの（以下この項及び次項において「旧県費負担教職員」という。）が、権限移譲日の前日までに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県

条例第8号。次項及び附則第18項において「県条例」という。)の規定による年次有給休暇の残日数(県条例の規定により繰り越された年次有給休暇の残日数を含み、その合計日数が20日を超える場合にあっては20日とする。)を有している場合は、その者が有する当該残日数については第13条第1項の規定による年次有給休暇の日数とし、当該日数に相当する年次有給休暇については第13条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇とみなす。

17 権限移譲日の前日までに、県条例の規定により介護休暇が認められていた旧県費負担教職員で、引き続き介護休暇を認められたこととなるものに対する第16条第2項の規定による介護休暇の期間は、その者に係る県条例の規定による介護休暇の期間を通算する。

18 権限移譲日の前日までに、県条例の規定によりなされた手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、市規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成15年静岡市条例第298号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「又は介護休暇(当該職員が)」を「、介護休暇(当該職員が要介護者(」に改め、「もの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「ため、」の次に「管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の

勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第16号

静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の修学部分休業に関する条例（平成22年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「2年を超えない範囲内において」及び「である」を削る。

第3条第1項中「平成15年静岡市条例第50号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、「又は同条の規定を準用する静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）第14条」を「（静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号。以下「教育職員給与条例」という。）第14条及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号。以下「小中学校教育職員等給与条例」という。）第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する場合を含む。）」に、同条第2項中「静岡市職員の給与に関する条例」を「給与条例」に、「静岡市教育職員の給与に関する条例第14条において」を「教育職員給与条例第14条及び小中学校教育職員等給与条例第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第17号

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（イ）を次のように改める。

（イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日」を「子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6箇月に達する日」を「当該子の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1）育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第9条第1項中「という。)」の次に「第11条第1項及び」を加え、「静岡市教育職員の退職手当に関する条例」を「静岡市教育職員等の退職手当に関する条例」に、「同項」を「退職手当支給条例第11条第1項」に改める。

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第15条第1項中「左欄に掲げる」の次に「給与条例の」を加え、同条第2項中「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条第4項中「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例」を「静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 育児短時間勤務職員についての静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(平成29年静岡市条例第12号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第5条第4項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第1項	応じた額とする	応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第2項	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）	勤務時間条例

第16条第1項中「退職手当支給条例」の次に「第11条第1項及び」を加え、「同項」を「退職手当支給条例第11条第1項」に改め、同条第3項中「静岡市教育職員の退職手当に関する条例」を「静岡市教育職員等の退職手当に関する条例」に改める。

第21条第1項中「左欄に掲げる」の次に「給与条例の」を加え、同条第2項中「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条第4項中「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例」を「静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 任期付短時間勤務職員についての静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第5条第4項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第2項	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）	勤務時間条例

第23条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

（市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置）

6 平成29年4月1日（以下この項において「権限移譲日」という。）の前日までに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により給与等が静岡県負担であった者が権限移譲日において引き続き本市の職員であるものが静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）の規定により当該職員が育児休業の承認の請求の際育児休業により当該育児休業に係る子を養育するための計画として申し出た計画は、権限移譲日以後は、それぞれ当該職員がこの条例による改正後の静岡市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第11条第6号に規定する計画として申し出た計画とみなす。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第18号

静岡市特別会計条例の一部を改正する条例

静岡市特別会計条例（平成15年静岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の静岡市特別会計条例第1条第8号に規定する静岡市清掃工場発電事業会計に係る出納整理については、平成29年5月31日までの間、なお従前の例による。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第19号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

区分	手数料の額	
介護予防・日常生活支援総合訪問型サービス事業	1時間につき 240円	を
		」
		」
		に、
		」
		を
		」
		に
		」

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 介護予防・日常生活支援総合第1号事業指定事業者指定申請の手数料は、平成29年3月31日までに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けた者であって、引き続き第1号訪問事業又は第1号通所事業のうち介護

保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護と同種の事業を行う事業者として申請をする場合は、更新の場合の手数料とする。

別表第4中

第一種動物取扱業の登録変更申請	1件につき 10,000円	を
-----------------	---------------	---

第一種動物取扱業の登録変更の届出に係る実地検査等	1件につき 10,000円	に
--------------------------	---------------	---

改める。

別表第7中

低炭素建築物新築等計画認定申請	登録建築物調査機関、登録住宅性能評価機関等が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する書面（以下「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」という。）を添付した場合	一戸建ての住宅	5,000円	を
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	--------	---

「

低炭素建築物新築等計画認定申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関等が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する書面(以下「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」という。)を添付した場合	一戸建ての住宅	5,000円
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	--------

に、

」

「

			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	513,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	登録建築物調査機関、登録住宅性能評価機関等が交付した建築物のエネルギー消	一戸建ての住宅	5,000円	

」

	費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合することを証する書面(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」という。)を添付した場合		を
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	---

「

				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	513,000円
建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定により建築物エネ	建築物エネルギー消費性能の基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第10条第1号の工	建築物エネルギー消費性能の基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに適合するこ	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	20,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メ	40,000円

ルギー消費性能 確保計画を提出 し、又は通知する 場合	工場等（以下この 表において「工 場等」という。）	とを審査す る場合	1メートル以下で あるもの	
			床面積の合計 が2,000平方 メートルを超 え5,000平方 メートル以下 であるもの	103,000円
			床面積の合計 が5,000平方 メートルを超 え1万平方メ ートル以下で あるもの	156,000円
			床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平 方メートル以 下であるもの	194,000円
			床面積の合計 が2万5,000 平方メートル を超えるもの	240,000円
工場等以外の 非住宅	建築物エネ ルギー消費 性能基準等 を定める省 令第1条第 1項第1号	床面積の合計 が300平方メ ートル以下で あるもの	床面積の合計 が300平方メ	262,000円
			床面積の合計 が300平方メ	418,000円

			イに適合することを審査する場合	一トルを超え2,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	596,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	731,000円	
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	861,000円	
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	983,000円	
			建築物エネルギー消費性能基準等を定める省	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	94,000円

		令第1条第1項第1号に適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	159,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	257,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	336,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	404,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	474,000円
建築物のエネルギー消費性能の	工場等	建築物エネルギー消費	床面積の合計が300平方メ	11,000円

向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定により変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は通知する場合	性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに適合することを審査する場合	メートル以下であるもの	23,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	60,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	91,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	114,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	142,000円

	工場等以外の 非住宅	建築物エネ ルギー消費 性能基準等 を定める省 令第1条第 1項第1号 イに適合す ることを審 査する場合	床面積の合計 が300平方メ ートル以下で あるもの	132,000円
			床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下で あるもの	212,000円
			床面積の合計 が2,000平方 メートルを超 え5,000平方 メートル以下 であるもの	306,000円
			床面積の合計 が5,000平方 メートルを超 え1万平方メ ートル以下で あるもの	379,000円
			床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平 方メートル以 下であるもの	448,000円
			床面積の合計 が2万5,000	513,000円

に、

			平方メートル を超えるもの	
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	48,000円
		口に適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以下であるもの	82,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	137,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	182,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	219,000円

				床面積の合計 が2万5,000 平方メートル を超えるもの	258,000円
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	工場等	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに適合することを審査する場合	建築物エネ	床面積の合計 が300平方メ ートル以下で あるもの	5,000円
				床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下で あるもの	11,000円
				床面積の合計 が2,000平方 メートルを超 え5,000平方 メートル以下 であるもの	30,000円
				床面積の合計 が5,000平方 メートルを超 え1万平方メ ートル以下で あるもの	45,000円
				床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平	57,000円

		方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	71,000円
工場等以外の非住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	66,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以下であるもの	106,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	153,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	189,000円
		床面積の合計が1万平方メ	224,000円

	一トルを超え 2万5,000平方メートル以下であるもの	
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	256,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	24,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以下であるもの	41,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	68,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	91,000円

			床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平 方メートル以 下であるもの	109,000円
			床面積の合計 が2万5,000 平方メートル を超えるもの	129,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関	一戸建ての住宅		5,000円
	等が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合することを証する書面（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」という。）を添付した			

	場合		
--	----	--	--

		住戸建築物床面積の合計 部分エネルギーが300平方メ 及びギー消費一トル以下で 共用費性能あるもの 部分基準等 以外を定め の部の省令 分（平成 28年経 済産業 省令・ 国土交 通省令 第1 号）第 8条第 1号イ （2） 及びロ （2） に適合 するこ とを審 査する 場合	94,000円
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------

を

「

		住戸建築物床面積の合計 部分エネルギーが300平方メ 及びギー消費一トル以下で 共用費性能あるもの 部分基準等 以外を定め の部の省令 分 第10条 第1号 イ(2) 及びロ (2) に適合 するこ とを審 査する 場合	94,000円
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------

に、

「

	その他の建築物	建築物床面積の合計 エネルギーが300平方メ ギー消費一トル以下で 費性能あるもの 基準等 を定め る省令 第8条 第1号 イ(2)	94,000円
--	---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	---------

を

			及びロ (2) に適合 するこ とを審 査する 場合	
--	--	--	----------------------------------------------	--

「

		その他の建築物	建築物 エネルギー 消費性能 基準等 を定め る省令 第10条 第1号 イ(2) 及びロ (2) に適合 するこ とを審 査する 場合	床面積の合計 が300平方メ ートル以下で あるもの	94,000円
--	--	---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------	---------

に、

「

			住戸 部分	建築物 エネルギー	床面積の合計 が300平方メ	48,000円
--	--	--	----------	--------------	-------------------	---------

			することを審査する場合	
--	--	--	-------------	--

」

「

	その他の建築物	建築物 エネルギー 消費性能 基準等 を定める 省令 第8条 第1号 イ(2) 及びロ (2) に適合 すること を審査 する場合	床面積の合計 が300平方メ ートル以下で あるもの	48,000円
--	---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------	---------

を

」

「

	その他の建築物	建築物 エネルギー 消費性能 基準等	床面積の合計 が300平方メ ートル以下で あるもの	48,000円
--	---------	-----------------------------	-------------------------------------	---------

		を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	
--	--	---------------------------------------	--

に、

「

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請	登録建築物調査機関、登録住宅性能評価機関等が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面(以下「建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証」)	一戸建ての住宅	5,000円
----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	--------

を

	という。)を添付した場合	
--	--------------	--

「

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関等が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面(以下「建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証」という。)を添付した場合	一戸建ての住宅	5,000円
----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	--------

に

」

改め、同表備考に次のように加える。

- 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定の項及び建築物のエネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付の項の床面積の合計は、建築物の用途に応じ工場等及び工場等以外の非住宅の区分に係る部分の床面積についてそれぞれ算定する。この場合において、当該建築物の床面積の合計を全て工場等以外の非住宅の区分として算定した手数料の額が、それぞれの区分において算定した手数料の額の合計額以下であるときは、当該全て工場等以外の非住宅の区分として算定した手数料の額を当該手数料の額と

する。

- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了通知の手数料の額は、建築物に関する完了検査申請又は完了通知の項に規定する手数料の額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる手数料の額を加えた額とする。

	区分	手数料の額（1棟につき）
工場等	床面積の合計が500平方メートル以下であるもの	1,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	2,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	3,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	4,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	6,000円
工場等以外	床面積の合計が100平方メートル以下であるもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以	10,000円

下であるもの	
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	15,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	36,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	48,000円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	88,000円

別表第9中

	危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額	を
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可申請		7,900円	

	危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15
--	---------------------------------	---------------------------------------

			キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可申請	競技用紙雷管のみの販売営業		25,000円
	その他の販売営業		110,000円
火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可申請	火薬庫の設置又は移転		73,000円
	火薬庫の構造又は設備の変更		8,300円
火薬類取締法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査	火薬庫の設置又は移転の許可に係る完成検査		41,000円
	火薬庫の構造又は設備の変更の許可に係る完成検査		23,000円
火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受けの許可申請	譲渡し		1,200円
	火工品のみの譲受け		2,400円
	その他の譲受け	申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下のもの	3,500円
		その他の場合	6,900円
火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可申請	申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下のもの		12,000円
	その他の場合		25,000円
火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可申請			7,900円
火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第3条に規定する火薬類の製造の許可申			220,000円

に

請	
火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第15条第1項又は第2項に規定する火薬類の製造施設の完成検査	41,000円
火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第35条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査	41,000円

改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第20号

静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

静岡市自転車競走実施条例（平成15年静岡市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(以下「競輪場」という。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、静岡競輪場以外の法第4条の規定により設置された競輪場（以下「他の競輪場」という。）において開催することができる。

第3条第2項中「競輪場」を「静岡競輪場（以下「競輪場」という。）」に改める。

第4条を次のように改める。

（入場料）

第4条 競輪場の入場者から徴収する入場料は、無料とする。ただし、市長が別に定める場合にあつては、2,000円以内で市長が定める額を徴収するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定により他の競輪場において競輪を開催する場合における入場料の額は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第21号

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

静岡市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「認証を受けようとする者」を「規定による認証の申請」に、「提出する」を「提出して行う」に改め、同項第2号中「定款」を「申請に係る特定非営利活動法人の定款」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 申請者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

第2条に次の1項を加える。

- 6 前項に規定する軽微な不備の補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申立書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地

- (3) 補正の内容

- (4) 補正の理由

第3条第2項中「第14条の9」を「第14条の9第1項」に改める。

第4条中「第25条第3項の規定により定款の変更について認証を受けようとする特定非営利活動法人」を「第25条第4項の規定による認証の申請」に、「提出する」を「提出して行う」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 法第25条第6項の規定による届出は、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行うものとする。

第8条を第16条とし、第7条を第15条とし、同条の前に次の2条を加える。

(役員報酬規程等の公開)

第13条 法第56条(法第62条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による閲覧又は謄写の手続は、規則で定めるところによるものとする。

(合併の認定の申請)

第14条 法第63条第3項の規定による認定の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 認定年月日又は特例認定年月日
- (3) 認定又は特例認定の有効期間
- (4) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、その他の事務所の所在地及び存続する法人が現に行っている事業又は設立する法人が行う予定の事業の概要並びに認定又は特例認定の区分
- (5) 合併により消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、その他の事務所の所在地、存続する法人が現に行っている事業の概要及び認定又は特例認定を受けている場合はその区分

第6条第2項中「助成金の支給を行った場合にあつては遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合にあつては事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)」を「事後遅滞なく、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を市長に提出して」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第12条とする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 認定年月日
- (3) 認定の有効期間
- (4) 助成金の支給日、支給対象者、支給金額及び助成対象の事業等

第12条の前に次の5条を加える。

(事業報告書等の公開)

第7条 法第30条の規定による閲覧又は謄写の手続は、規則で定めるところによるものとする。

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

第8条 法第31条第3項の規定による認定の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる

事項を記載した申請書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業の成功が不能となるに至った理由及び経緯
- (3) 残余財産の処分方法
(残余財産の譲渡の認証の申請)

第9条 法第32条第2項の規定による認証の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 清算人の氏名及び住所又は居所
- (2) 解散した特定非営利活動法人の名称
- (3) 譲渡する残余財産の種類及び数量
- (4) 残余財産の譲渡を受ける者
(認定の申請)

第10条 法第44条第2項（法第51条第5項及び法第58条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 新たに認定（特例認定を除く。）を受けようとする場合にあっては、過去の認定及び特例認定の有無並びに有効期間
- (4) 新たに認定（特例認定を除く。）を受けようとする場合にあっては、過去の認定の取消し及び特例認定の取消しの有無並びにその取消しの日
(認定の申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き)

第11条 法第54条第1項（法第62条において読み替えて準用する場合及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）、第2項（第1号に係る部分を除き、法第62条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第3項（法第62条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による書類の備置きは、同条第4項（法第62条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による閲覧の請求があった場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。

第5条中「満了の日」の次に「の翌日」を加え、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(事業報告書等の備置き等)

第5条 法第28条第1項の規定による事業報告書等の備置き並びに同条第2項の規定による役員名簿及び定款等の備置きは、同条第3項の規定による閲覧の請求があった場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の提出に関する経過措置)
- 2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）附則第8条の規定によりなお従前の例によるものとされる書類の提出については、なお従前の例による。

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第22号

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

静岡市生涯学習施設条例（平成20年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項の表中

「

静岡市小島生涯学習交流館	静岡市清水区但沼町303番地	を
--------------	----------------	---

」

「

静岡市小島生涯学習交流館	静岡市清水区但沼町284番地の1	に
--------------	------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第23号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

賤機南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区松富三丁目1番46号	を
-------------------	-----------------	---

「

賤機南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区松富三丁目1番46号	に
城北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区北安東四丁目27番3号	

改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第24号

静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例

静岡市旅館業法等施行条例（平成24年静岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

別表第1の6（1）イ及びキ中「による」を「により」に改める。

別表第2の7（4）エただし書中「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、同エ（ア）及び（イ）を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第25号

静岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

静岡市公衆浴場法施行条例（平成24年静岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号エただし書中「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、同エ（ア）及び（イ）を削り、同号キ及びシ中「による」を「により」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第26号

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例（平成15年静岡市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第3号中「処分する」を「火葬する」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第27号

静岡市風致地区条例の一部を改正する条例

静岡市風致地区条例（平成16年静岡市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第3条第28号中「(特定規模電気事業を除く。)」を削り、同条第29号中「同法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するガス工作物の設置に限り、」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条第28号の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第28号

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「静岡市安倍川駅西口自転車駐車場」を「静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場」に改める。

別表第1中

「

静岡市東静岡駅南口自転車等 駐車場	静岡市葵区長沼584番地の10	自転車 原動機付自転車	を
静岡市森下町自転車等駐車場	静岡市駿河区森下町1番1号		
静岡市安倍川駅西口自転車駐 車場	静岡市駿河区鎌田432番地の 6	自転車	

」

「

静岡市東静岡駅南口自転車等 駐車場	静岡市葵区長沼584番地の10	自転車 原動機付自転車	に
静岡市森下町自転車等駐車場	静岡市駿河区森下町1番1号		
静岡市安倍川駅西口自転車等 駐車場	静岡市駿河区鎌田432番地の 6		

」

改める。

別表第2及び別表第3中「静岡市安倍川駅西口自転車駐車場」を「静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成29年5月20日

から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日以後の静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場の利用（原動機付自転車に係る利用に限る。）に係る許可の申請及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、同日以前においてもこれを行うことができる。

静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第29号

静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例

静岡ヘリポート条例（平成15年静岡市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第30号

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例

静岡市営住宅条例（平成15年静岡市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、店舗」を削る。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条（見出しを含む。）中「及び店舗」を削る。

第4条第2項及び第5条中「又は店舗」を削る。

第6条第4項を削り、同条第5項中「及び前項」及び「又は店舗」を削り、同項を同条第4項とする。

第7条第1項から第3項までの規定中「又は店舗」を削る。

第8条第5項を削る。

第9条第2項中「若しくは店舗」を削り、同条第3項中「又は店舗」を削る。

第11条第5項を削る。

第14条第1項中「又は店舗」を削り、同条第3項中「若しくは店舗」を削り、同条第4項中「又は店舗」を削る。

第15条第3項中「又は店舗」を削る。

第16条第1項中「、店舗」を削る。

第17条第3号中「並びに市営住宅及び店舗」を「及び市営住宅」に改める。

第18条中「、店舗」を削る。

第20条から第22条まで、第24条第1項及び第25条中「又は店舗」を削る。

第31条第4項中「及び店舗」を削る。

第33条中「又は店舗」を削る。

第34条第1項各号列記以外の部分中「又は店舗」を削り、同項第3号中「、店舗」を削り、同項第4号及び同条第3項中「又は店舗」を削り、同条第4項中「又は店舗家賃の限度額」を削り、「市営住宅又は店舗」を「市営住宅」に改め、同条第5項中「市営住宅又は店舗」を「市営住宅」に改め、「又は店舗家賃の限度額」を削る。

第48条中「又は店舗」を削る。

第52条第1項中「又は店舗」及び「若しくは店舗」を削り、同条第2項中「又は店舗」を削る。

第52条の2中「、市営住宅の入居者」を「又は市営住宅の入居者」に改め、「、店舗に入居しようとする者又は店舗の入居者」を削る。

別表第1の1市営住宅の表中「1 市営住宅」を削り、

「

四番町団地	静岡市葵区四番町
浅間団地	静岡市葵区西草深町

を

」

「

四番町団地	静岡市葵区四番町
-------	----------

に、

」

「

東新田西団地	静岡市駿河区東新田五丁目
八幡団地	静岡市駿河区南八幡町
小鹿高層団地	静岡市駿河区小鹿二丁目
小鹿南団地	静岡市駿河区小鹿二丁目

を

」

「

東新田西団地	静岡市駿河区東新田五丁目
小鹿高層団地	静岡市駿河区小鹿二丁目

に

」

改め、別表第1の2店舗の表を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第31号

静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例

静岡市改良住宅管理条例（平成15年静岡市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「及び第2項」を「、第2項及び第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 次条の規定により改良店舗等に入居できる者が入居しなくなった場合において、改良店舗等に入居することができる者は、入居の申込みをした日において市内に改良店舗等を必要とする者で、独立の生計を営むものでなければならない。

6 前項に規定するもののほか、市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき改良店舗等の数を著しく超える場合その他特に必要があると認めるときは、これらの資格について、制限を加えることができる。

第14条を第16条とし、第8条から第13条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「、「店舗」とあるのは「改良店舗等」と」を削り、同項を同条第2項とし、同条に次の2項を加え、同条を第9条とする。

3 改良店舗等に入居しようとする者及び入居した者については、静岡市営住宅条例第5条（第3号、第7号及び第8号を除く。）、第7条（第4項を除く。）、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第16条（第2項を除く。）から第22条まで、第33条、第34条（第2項、第6項及び第7項を除く。）及び第51条から第52条の2までの規定を準用する。この場合において、同条例第5条及び第9条の規定は、第5条の規定により改良店舗等に入居できる者が入居しなくなった場合に限り準用する。

4 前項の規定により静岡市営住宅条例の規定を準用する場合においては、同条例中「市営住宅」とあるのは「改良店舗等」と、「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法第12条第1項に規定する算出方法の例により算出した額」と読み替えるものとする。

第6条の次に次の2条を加える。

（入居者の選考）

第7条 第5条の規定により改良店舗等に入居できる者が入居しなくなった場合、改良店舗等の入居者は、公開抽選により決定する。

(家賃の決定)

第8条 改良店舗等の毎月の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法第12条第1項に規定する算出方法の例により算出した額の範囲内において、市長が定めるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第32号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育職員（）」の次に「静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）の適用を受ける者を除く。」を加える。

第5条第4項中「教育委員会」を「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第8条第2項第4号中「4時間」を「勤務時間条例第5条に規定する半日勤務時間（以下「半日勤務時間」という。）」に改め、同項第5号中「4時間」を「半日勤務時間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（期末手当基礎額等に係る加算）

第8条の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員で、次に掲げるものについては、第14条において準用する静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）第28条第4項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を同条第2項の期末手当基礎額とする。

- (1) 職務の級が3級以上であるもの
- (2) 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号に掲げる者に相当する職員として教育委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第14条において読み替えて準用する給与条例第31条第2項の勤勉手当基礎額に準用する。この場合において、前項中「第28条第4項」とあるのは「第31条第3項において準用する給与条例第28条第4項」と読み替えるものとする。

第14条を次のように改める。

（準用）

第14条 第3条に規定する給与については、この条例に定めるもののほか、給与条例の規定を準用する。この場合において、給与条例第13条及び第16条中「市長」とあるのは「教育委員会」と、給与条例第24条ただし書中「初任給調整手当及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限る。）」とあるのは「定時制通信教育手当」と、給与条例第36条第2項中「該当して休職」とあるのは「該当して休職（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の規定の適用を受ける休職を除く。）」と、給与条例中「市規則」とあるのは「教育委員会規則」と、それぞれ読み替えるものとする。

附則第10項中「次の表の給料表欄に掲げる給料表」を「高等学校等教育職給料表」に、「次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上」を「4級」に改め、同項の表を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第33号

静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例
静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例

第1条中「静岡市立の」の次に「小学校、中学校及び」を加える。

第2条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を、「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

第3条第1項中「高等学校等教育職給料表」の次に「及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号。以下「小中学校教育職員等給与条例」という。）第4条第1項に規定する小学校中学校教育職給料表」を、「当該給料表の」の次に「特2級、」を加え、同条第2項中「第14条において」の次に「読み替えて」を、「第22条」の次に「並びに小中学校教育職員等給与条例第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第21条及び第22条」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第4条第1項中「及び定時制通信教育手当」を「若しくは定時制通信教育手当、小中学校教育職員等給与条例第3条に規定する地域手当、へき地手当、期末手当若しくは勤勉手当」に、「静岡市教育職員の退職手当に関する条例」を「静岡市教育職員等の退職手当に関する条例」に改める。

第6条第1項中「教育委員会」を「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、「第2条第5項」を「第2条第1項」に、「52週間」を「4週間」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による勤務時間の割振り並びに教育職員についての勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び勤務時間条例第11条第1項の規定による代休日の指定については、

教育委員会が定める。

第6条第3項を削る。

附則に次の1項を加える。

(小中学校教育職員等給与条例の施行に伴う経過措置)

- 10 小中学校教育職員等給与条例附則第7項から第11項までの規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と小中学校教育職員等給与条例附則第7項から第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第34号

静岡市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の退職手当に関する条例（平成15年静岡市条例第262号）の一部を次のように改正する。

題名中「静岡市教育職員」を「静岡市教育職員等」に改める。

第1条中「静岡市教育職員」を「静岡市教育職員等」に、「教育職員」を「教育職員等」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「教育職員等」とは、静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号。以下「教育職員給与条例」という。）及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号。以下「小中学校教育職員等給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）をいう。

第3条中「教育職員」を「教育職員等」に改める。

第4条の見出し中「在職期間」を「勤続期間」に改め、同条第1項中「在職期間の計算は、教育職員として」を「勤続期間の計算は、教育職員等としての」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 教育職員給与条例第11条及び小中学校教育職員等給与条例第11条に規定する臨時又は非常勤職員のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（第8条において準用する静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号。以下「職員の退職手当支給条例」という。）第3条第2項に規定する者を含む。以下この項において「臨時職員等」という。）が引き続いて教育職員等となり、通算して12月を超える期間勤務したものである場合には、その臨時職員等としての引き続いて勤務した期間は、前

項に規定する教育職員等としての引き続いた在職期間に通算する。

- 3 第1項に規定する教育職員等としての引き続いた在職期間には、教育職員等以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）（以下「教育職員等以外の地方公務員等」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて教育職員等となったときにおけるその者の教育職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び教育職員等が次条の規定により退職手当を支給されないで教育職員等以外の地方公務員等となり、引き続いて教育職員等以外の地方公務員等として在職した後、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて教育職員等となった場合においては、先の教育職員等としての引き続いた在職期間の始期から教育職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の教育職員等としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

第4条第4項中「教育職員」を「教育職員等」に改める。

第5条の前の見出し中「教育職員以外の地方公務員等」を「教育職員等以外の地方公務員等」に改め、同条中「教育職員が」を「教育職員等が」に、「教育職員以外の地方公務員等」を「教育職員等以外の地方公務員等」に、「教育職員として」を「教育職員等として」に改める。

第6条第1項中「静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号。以下「職員の退職手当支給条例」という。）」を「職員の退職手当支給条例」に、「教育職員」を「教育職員等」に改め、同条第2項中「教育職員以外の地方公務員等」を「教育職員等以外の地方公務員等」に、「教育職員が」を「教育職員等が」に、「当該教育職員」を「当該教育職員等」に改める。

第7条第1項及び第2項中「教育職員」を「教育職員等」に改め、同条第3項中「職員が」を「教育職員等が」に改める。

第8条中「教育職員」を「教育職員等」に改める。

附則第4項中「教育職員」を「教育職員等」に改め、附則に次の4項を加える。

（市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置）

- 7 平成29年4月1日（以下この項から附則第9項までにおいて「権限移譲日」という。）の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により給与等が静岡県の負担であった者で権限移譲日において引き続き本市の職員であるもの（次項及び附則第9項において「旧県費負担教職員」という。）

の静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号。静岡州市町立学校教職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第13号）第2条において準用する場合を含む。次項及び附則第9項において「権限移譲前の県条例」という。）による退職手当の算定の基礎となる在職期間については、この条例による退職手当の算定の基礎となる在職期間に通算する。

- 8 旧県費負担教職員が権限移譲日以後に退職した場合において、その者が権限移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日における権限移譲前の県条例の規定による給料の月額並びに同日までの勤続期間及び基礎在職期間を基礎として、権限移譲前の県条例の規定により計算した退職手当の額が、第8条において準用する職員の退職手当支給条例第5条から第8条まで、第10条及び第11条並びに附則第15項から第18項までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 9 権限移譲日以後に新たに教育職員等となった者又は権限移譲日の前日においてこの条例若しくは職員の退職手当支給条例の適用を受けていた者で静岡市教育委員会が別に定めるものについて、任用の事情等を考慮して前項の規定による退職手当を支給される旧県費負担教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、退職手当を支給する。
- 10 小中学校教育職員等給与条例附則第7項から第11項までの規定により給料として支給される差額に相当する額は、この条例の規定による給料の月額には含まないものとする。ただし、第8条において準用する職員の退職手当支給条例第12条第2項に規定する小中学校教育職員等給与条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（静岡市職員退職手当支給条例の一部改正）
- 2 静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。
第21条第1項中「教育職員（静岡市教育職員の退職手当に関する条例）」を「教育職員等（静岡市教育職員等の退職手当に関する条例）」に、「当該教育職員」を「当該教育職員等」に改め、同条第2項中「教育職員が」を「教育職員等が」に、「教育職員以外の地方公務員等」を「教

育職員等以外の地方公務員等」に改める。

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第35号

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「708,400人」を「698,700人」に改め、同項第3号中「296,300立方メートル」を「269,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第36号

静岡市簡易水道条例の一部を改正する条例

静岡市簡易水道条例（平成15年静岡市条例第300号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

簡易水道の名称	給水区域
静岡市日向簡易水道	静岡市葵区日向の一部
静岡市井川簡易水道	静岡市葵区井川の一部、田代の一部、小河内の一部及び岩崎の一部
静岡市坂ノ上簡易水道	静岡市葵区坂ノ上の一部

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市立の高等学校等において語学指導を行う外国人の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第37号

静岡市立の高等学校等において語学指導を行う外国人の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例

静岡市立の高等学校等において語学指導を行う外国人の給料及び旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第261号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の静岡市立の高等学校等において語学指導を行う外国人の給料及び旅費に関する条例の規定により支給すべき理由の生じた給料及び旅費については、なお従前の例による。

静岡市青少年の家条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第38号

静岡市青少年の家条例を廃止する条例

静岡市青少年の家条例（平成15年静岡市条例第279号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第39号

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第178条に次の1項を加える。

- 3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第179条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第179条に次の1項を加える。

- 6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第183条の次に次の1条を加える。

（運営規程）

第183条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型（生産活動に係るものを除く。）の内容並びに支給決定障害者から

受領する費用の種類及びその額

- (6) 指定就労継続支援A型（生産活動に係るものに限る。）の内容、賃金及び第179条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第184条中「第87条から」の次に「第89条まで、第91条から」を加え、「第184条において準用する第90条」を「第183条の2」に改め、「第90条中「第93条」とあるのは「第184条において準用する第93条」とを削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第40号

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第71条の次に次の1条を加える。

（運営規程）

第71条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- （1）事業の目的及び運営の方針
- （2）職員の職種、員数及び職務の内容
- （3）営業日及び営業時間
- （4）利用定員
- （5）就労継続支援A型（生産活動に係るものを除く。）の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- （6）就労継続支援A型（生産活動に係るものに限る。）の内容、賃金及び第79条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- （7）通常の事業の実施地域
- （8）サービスの利用に当たっての留意事項
- （9）緊急時等における対応方法
- （10）非常災害対策
- （11）事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- （12）虐待の防止のための措置に関する事項
- （13）前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第78条に次の1項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第79条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第84条中「、第36条」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第41号

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び第49条」を「、第49条及び第72条」に改める。

第72条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第72条第2項及び第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第76条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第76条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第77条において準用する第26条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第77条中「から第50条まで」を「、第49条、第50条」に改める。

第78条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第80条中「から第50条まで」を「、第49条、第50条」に、「及び第76条」を「、第76条」に改め、「除く。）」の次に「及び第76条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正前条例」という。）第72条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後条例」という。）第72条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前条例第78条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正後条例第78条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第42号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改め、同条第3項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

規則

静岡市規則第6号

静岡市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年2月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

静岡市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「の翌々月以降の家賃相当分」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第7号

静岡市立の幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭等の指導改善研修に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年2月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立の幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭等の指導改善研修に関する規則の一部を改正する規則

静岡市立の幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭等の指導改善研修に関する規則（平成27年静岡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2」を「第25条」に改める。

第2条及び第5条第1項中「第25条の2第1項」を「第25条第1項」に改める。

第6条第1項中「第25条の2第4項」を「第25条第4項」に改める。

第7条及び第12条中「第25条の2第5項」を「第25条第5項」に改める。

第16条中「第25条の2第2項」を「第25条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市規則第8号

静岡市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市環境影響評価条例施行規則（平成27年静岡市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第31条の次に次の1条を加える。

（準用）

第31条の2 第22条から前条までの規定は、法対象事業に係る公聴会について準用する。この場合において、第22条中「第30条第2項」とあるのは「第55条第1項の規定により準用する条例第30条第2項」と、第22条第1号及び第26条中「事業者」とあるのは「法第2条第5項に規定する事業者」と、第23条及び第25条第1項中「第30条第3項」とあるのは「第55条第1項の規定により読み替えて準用する条例第30条第3項」と、第24条中「第30条第1項ただし書」とあるのは「第55条第1項の規定により読み替えて準用する条例第30条第1項ただし書」と、第25条中「第22条第4号」とあるのは「第31条の2の規定により準用する第22条第4号」と、第25条第3項中「前2項」とあるのは「第31条の2の規定により準用する前2項」と、第26条中「第30条第4項」とあるのは「第55条第1項の規定により読み替えて準用する条例第30条第4項」と、第28条第3項中「前2項」とあるのは「第31条の2の規定により準用する前2項」と、前条の規定中「第30条第6項」とあるのは「第55条第1項の規定により読み替えて準用する条例第30条第6項」と読み替えるものとする。

様式第3号中「第30条第3項」の次に「(同条例第55条第1項の規定により読み替えて準用する同条例第30条第3項)」を加え、同様式に備考として次のように加える。

備考 法対象事業についてこの様式を用いる場合は、「対象事業」を「法対象事業」に替えること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第9号

静岡市中勤助文学記念館の管理に関する規則をここに制定する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市中勤助文学記念館の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市が静岡市葵区新聞地内に設置する静岡市中勤助文学記念館（以下「記念館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 記念館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- (2) 休日の翌日（当日が土曜日又は日曜日に当たる場合を除く。）
- (3) 12月26日から翌年の1月5日までの日

(入館の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念館への入館を拒否し、又は記念館からの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 記念館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

(入館者の遵守事項)

第5条 記念館の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (2) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。

- (4) 記念館の施設、備品、樹木等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が記念館の管理上支障があると認める行為をしないこと。

(和室の使用承諾)

第6条 記念館の施設のうち母屋の和室（以下「和室」という。）は、記念館の魅力の発信及び来館者の誘引並びに地域文化の振興に資すると市長が認める場合に限り、市長の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の規定による市長の承諾を受けようとする者は、和室を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前6月に当たる日から使用日の前2週間に当たる日までの間に中勤助文学記念館使用承諾申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用日の前6月に当たる日前においてもこれを提出することができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは中勤助文学記念館使用承諾書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により使用を承諾する場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

(和室の使用区分)

第7条 前条第1項の規定による和室の使用は、次の区分によるものとする。

区分	使用時間
午前	午前10時から正午まで
午後	午後1時から午後4時45分まで
全日	午前10時から午後4時45分まで

- 2 市長は、第2条本文及び前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、午後5時から午後9時まで和室を使用させることができる。

(使用者の遵守事項)

第8条 第6条第3項の規定により、和室の使用の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第5条各号に掲げる事項
- (2) 使用に当たっては、第6条第3項に規定する承諾書を携帯すること。
- (3) 市長の承諾を受けないで使用目的を変更し、又は使用の権利を第三者に譲渡し、若しく

は転貸しないこと。

(4) 市長の承諾を受けないで記念館に特別の設備をし、印刷物を掲示し、又は設備に変更を加えないこと。

(5) 使用を終わったときは、直ちに備品等を所定の場所に戻し、原状に復すること。

(使用承諾の取消し)

第9条 市長は、使用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、和室の使用の承諾を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの規則に違反したとき。

(2) 使用者が第6条第4項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第10条 記念館の施設、附帯設備、展示物、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

静岡市規則第10号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月10日



静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の次に「(イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を加える。

第9条第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

様式第1号中「所属長 」を「報告者 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第3条第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第3号

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月10日

静岡市教育委員会

委員長 伊藤 嘉奈子

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則（平成17年静岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、室」を削り、同項の表中

「

課名	係、室又はセンター名
教育総務課	調整係 総務係 教育政策係 社会教育係
教職員課	管理係 人事課係 給与係 教師塾係 県費教職員権限移譲準備室
教育施設課	管理係 経理係 建設整備係 施設保全係
学校教育課	企画管理係 生徒指導係 保健係 教科指導係 特別支援教育センター

を

」

「

課名	係又はセンター名
教育総務課	調整係 総務係 教育政策係 社会教育係
教職員課	管理係 人事第1係 人事第2係 厚生・給与係 教師塾係
教育施設課	管理係 経理係 建設整備係 施設保全係
学校教育課	管理係 教育課題係 教育課程係 生徒指導係 健康安全係 特別支援教育センター

に

」

改める。

第3条教育総務課の所掌事務(14)を削り、同所掌事務(13)中「研修、福利厚生等」を「研修等」に改め、同所掌事務中(13)を(14)とし、(8)から(12)までを(9)から(13)ま

でとし、(7)の次に次のように加える。

(8) 事務局の政策法務の推進に関すること。

第3条教育総務課の所掌事務(27)中「、青少年の家」を削る。

第3条教職員課の所掌事務(2)中「、給与及び児童手当」を「及び給与」に改め、同所掌事務(7)中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同所掌事務中(17)を削り、(16)を(18)とし、(12)から(15)までを(14)から(17)までとし、(14)の前に次のように加える。

(13) 静岡市教育職員健康審査会に関すること。

第3条教職員課の所掌事務(11)中「学校職員」を「職員」に改め、同所掌事務中(11)を(12)とし、同所掌事務(10)中「学校職員」を「職員」に改め、同所掌事務中(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 学校職員に対する児童手当の支給に関すること。

第3条学校教育課の所掌事務中(24)を(25)とし、(3)から(23)までを(4)から(24)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 学校経営の支援に関すること。

第4条第1項中「、室に室長を」を削り、同条第2項中「、室長」を削り、同条第3項中「、室長」を削り、「課、室」を「課」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「前4条」を「前5条」に改め、同条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(教育統括監)

第5条 教育委員会が必要があると認めるときは、事務局に教育統括監を置くことができる。

2 教育統括監は、職員のうちから教育委員会が命ずる。

3 教育統括監は、教育長の命を受けて、学校教育の重要施策に関する業務に関し、教育長を補佐し、所要の総合調整を行う。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

訓令

静岡市訓令第1号

静岡市上下水道局管理規程第1号

静岡市教育委員会訓令第1号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市指定管理者選定委員会規程（平成16年静岡市訓令第25号、平成16年静岡市企業局管理規程第16号、平成16年静岡市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

大 石 清 仁

静岡市教育委員会

委員長 伊 藤 嘉奈子

第3条第2項中「観光交流文化局次長」の次に「環境局次長」を加え、「都市局次長及び教育委員会事務局教育局次長」を「及び都市局次長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 委員長は、前項に規定する委員のほか、特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

第5条第2項中「委員の」を「委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第119号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示(平成19年静岡市告示第206号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「	株式会社セブン—イレブン・ジャパン代表取締役	を
	株式会社ローソン代表取締役	
	株式会社ファミリーマート代表取締役社長	
	株式会社サークルKサンクス代表取締役	
」		
「	株式会社セブン—イレブン・ジャパン代表取締役社長	に、
	株式会社ローソン代表取締役社長	
	株式会社ファミリーマート代表取締役社長	
」		
「	株式会社スリーエフ代表取締役	を
	株式会社セーブオン代表取締役	
	株式会社ココストア代表取締役	
」		
「	株式会社スリーエフ代表取締役社長	に、
	株式会社セーブオン代表取締役	
」		
「	株式会社セイコーマート代表取締役	を
」		

株式会社しんきん情報サービス代表取締役社長

」

「

株式会社セコマ代表取締役社長
株式会社しんきん情報サービス代表取締役

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

議会告示

静岡市議会告示第1号

静岡市議会事務局処務規程(平成15年静岡市議会告示第8号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月13日

静岡市議会議長 栗田裕之

第4条調査法制課の所掌事務中(9)の次に次のように加える。

(10) 局の政策法務の推進に関すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。